

## 欧州の三層構造論の再検討

——教育・文化政策を中心として——

### 序

欧州統合の影響およびエスノ地域主義の圧力を受けて、欧州各国の政治社会は変化を余儀なくされている。本論で取り上げるフランスも、欧州統合の中心的存在として統合に強く拘束され影響を受けている。フランスは原則として欧州統合を支持し、EU（欧州連合）としての統合推進は、回国にとって政治外交的にも経済社会的にも最優先事項になってきた。<sup>(1)</sup>一方、「人権」概念への支持が国際的に高まり、特に欧米では社会的・政治的マイノリティの擁護が社会的正義となってきた。ここで、エスニックな独自性と地域性（領域性）が重なった「エスノ地域 ethno-region」の自決を求めるエスノ地域主義が

### 坂井一成

各地で高揚を見せている。<sup>(2)</sup>こうして国家（国民国家）の「上」（＝統合欧州）と「下」（＝エスノ地域）のアクター（行為主体）がそれぞれ力を強め、ここに挟み撃ちにされた国家を支えるナショナリズムは後退を余儀なくされたと一面では見える。確かにカーの言うように、国民形成過程で発揮されるといふ意味でのナショナリズムは、フランスなどではピークを過ぎ衰退に向かっていると見えよう。<sup>(3)</sup>しかし、欧州統合とエスノ地域主義の影響力は、実際にはナショナリズムの側からの反作用を誘発している。複数の国家を含む地域統合体やエスノ地域を含む様々なサブナショナルな政治文化共同体が、国際政治・国際社会の不可欠なアクターとなった状況において、その全体像を捉えるためには、各々のアクターの活動のみ

ならず、各アクター間の相互行為と力作用の動態を認識する必要がある。

ところで、これまでの欧州の統治構造の理解には、「国家からなる欧州」論、「地域からなる欧州」論、連邦主義などがあった。「国家からなる欧州」論者として国民国家至上の立場を代表するミルワードは、欧州統合はそもそも統合を通じて第二次大戦で疲弊した国民国家を救済するためのものであると論じる。エロー(Guy Heand)などの「地域からなる欧州」論者は、統合欧州の中に国民国家の相対的役割低下と地域(エスノ地域)の台頭を認め、欧州は地域を単位とした統治構造に転換していくと主張した。<sup>(5)</sup> 連邦主義は、各国家が主権を超国家機関に委譲して一つの欧州に収斂する姿を理想として描いており、ピンダーは、統合の深化を目指す連邦主義の推進力はナシヨナリズムを克服し、結局は連邦制の方向に欧州は発展すると主張する。<sup>(7)</sup>

また、一九八〇年代にEC(後にEU)統合が飛躍的に深化すると、一九九〇年代に入り新しいモデルが登場した。梶田が論じる「三空間並存」は、「欧州(EU)、国家、(エスノ)地域」の三空間(層)のアクターの並

存を指し、欧州統合の進展に伴って国家の枠組みが絶対的なものではなくなり、三つのアクターが重要性を帯びるといふものである。<sup>(8)</sup> また、ヒューズが提唱する「複合統治 complex governance」は、梶田モデルに近いが、社会学の立場から社会活動に重きを置く梶田に比べ、ヒューズは政治学的観点から「統治」に重点を置いている。人々はローカル、ナショナル、グローバルな種々の統治主体に対し、状況・争点に応じて統治者を多層的に選択するといふ。<sup>(9)</sup>

一方、エスノ地域は結局国家を目指すものであり、「三層」は欧州と国家の「二層」に収斂するとの議論もある。<sup>(10)</sup> しかし、エスノ地域が必ずしも独立を目指すものではない(例えばアルザス)ことから、三つのレベルにそれぞれの存在意義を認めることが必要であろう。加えて、本論は特に「三」という数字を絶対視するものではない。要は人々のアイデンティティの拠り所が何か、その意味で現時点では三つのアクターがいずれも重要性を帯びているということ、さらなる細分化や再編もあり得る。歴史学や民族学で「文化多元主義でいう個々の文化はけっして閉鎖的かつ固定的なものではないばかりか、

むしろ生み出され変容していくもの<sup>(12)</sup>と理解されるように、アイデンティティの拠り所となる文化的・政治的枠組みは、時代や場所に応じた相対的存在と考えられるからである。

以上のような欧州の統治構造の理解に対して本論は、基本的には梶田やヒューズのモデルに立脚しつつも、欧州、国家(フランス)、エスノ地域(アルザス)という各アクター間の「相互作用」「相互依存」に重点を置きたい。この点を特に、各々のレベルにおける教育・文化政策の状況から検討する。教育や文化は、各アクターの将来の政治社会運営の担い手のアイデンティティ形成に直接関わり、国家レベルで言えば国民統合の根幹をなす、政治的コンフリクトを導き易い領域である。この分析を通じて、三つのアクターが単なる並存ではなく、ポジティブ・サムな相互行為下で共存を果たす構造を示したい。

一 欧州統合とフランスの教育・文化政策

(一) EU及び欧州審議会の教育・文化政策

各国レベルの教育政策において欧州を重視する流れは、EU(欧州連合)や欧州審議会の教育・文化政策の進展

によって後盾を与えられている。ここでは先ずEUの教育政策について見ることにする。EUの教育政策は、一九七三年にECの内閣に当たるEC委員会( EUにおいては欧州委員会)に「研究・科学・教育総局」が設置され初めて制度化を見た。<sup>(13)</sup>その後、教育担当大臣による閣僚理事会(Council of Ministers)が定例化され、この理事会で合意された「教育分野の活動プログラムAction Programme in the field of Education」(一九七六年)が、EUとして教育分野での欧州統合を推進する最初の施策となった。<sup>(14)</sup>そして八五年六月にEC委員会のアド・ホック委員会によってミラノ欧州理事会に提出された「市民のヨーロッパ、A People's Europe」報告、八六年二月署名の単一欧州議定書、九二年二月署名のマーストリヒト条約(欧州連合条約)へと至る過程で、エラスムス(ERASMUS)⇨高等教育の学生・教員の交流)、コメット(COMETT)⇨テクノロジの産学協力)、リングア(LINGUA)⇨外国語能力の向上)、ペトラ(PETRA)⇨青少年職業訓練)、フォース(FORCE)⇨職業継続訓練)、ユーロテックネット(EUROTECHNET)⇨テクノロジの革新に対応する資格取得訓練)などの政策事業が登

場した。こうした過程で、EUの教育政策は、普通教育、特に高等教育における教員・学生の交流や外国語の習得の促進から、EUとしての国際経済力向上という目的の下での職業教育の推進へと対象領域を拡大し、同時にこれらの政策事業に参加する人数の増大や加盟各国での重要性認識の強化によって深化をも果たした。

そして一九九五年からは、これらはソクラテス(SOCRATES)とレオナルド(LEONARDO)の二大政策事業に再編された。これにYOUTH FOR EUROPEプログラムが加わって、EUの教育政策の三つの柱となっている。ソクラテスは、初等中等・高等教育全般を対象とし、エラスムス、コメニウス(COMENIUS) 初等中等教育関係)、リングアなどを含む。レオナルドは職業教育を対象としている。YOUTH FOR EUROPEは、市民レベルで欧州が一体感を得ることを目指し、学校・職場以外でも交換留学を通じて若者同士が共通の行動プログラムに参加することを進めている。<sup>(15)</sup>

この中から特にソクラテスについて個々の政策事業の進展状況について見てみると、エラスムスに参加する学生数は一九九二年度の八六、八〇〇人から九三年度には

一一二、七〇〇人と三〇%の増加、高等教育機関数も同様に一、三五四から一、五五〇へと一四%の増加を示している。リングアは、デンマーク語、蘭語、英語、仏語、独語、ギリシャ語、アイルランド語、伊語、レッツェブルク語、ポルトガル語、スペイン語の一一言語を対象に、①外国語教員の研修、②高等教育における外国語教育の支援、③職業教育における外国語教育の促進などのプログラムを行うが、このうちエラスムスと連動して進められる②について見ると、九三年度、リングアとしては一、一五〇の大学、八、八五〇人の学生を対象に二二六の大学間共同プロジェクトを行っている<sup>(16)</sup>。また、コメニウスは、「言語、文化遺産、環境保護などの分野の『欧州の教育プロジェクト』」に関し、各国の初等中等教育機関の多元的な協力関係を増大させる<sup>(17)</sup>ことを主たる目的としており、特に言語教育に関しては、初等中等学校間の教育上の交流を通じてリングアを補完するものである。

こうしたEUの教育政策事業の目標とするところは、「欧州アイデンティティ」の確立である。例えばエラスムスは、EU域内学生が自由に移動学習を行い、他のEU加盟国の学生との交流や共通の体験を積むことによっ

て、欧州統合の必要性に対する認識を高めるだけでなく、リングアと連動して進められ外国語の習得も促進する。欧州各国の学生がこうしたプログラムを通じて域内を移動することは、ブリュッセルを中心とした「巡礼圏」(アンダーソン)が形成され、欧州という「想像の共同体」が築かれ、「欧州アイデンティティ」の形成に大いに寄与すると言えよう<sup>(18)</sup>。

もっとも、EUと加盟国との教育・文化政策をめぐる権限関係については、マーストリヒト条約第一二六条第一項で「欧州共同体は、加盟国の教育内容、教育制度、文化的・言語的多様性に関し、各国の責任を十分に尊重しつつ、加盟国間の協力を促進することにより、また必要な場合には加盟国の活動を支援・補足することによって、教育の質の向上に貢献する」と規定されており、EUが各国の教育内容・教育制度にまで介入することはなく、あくまで「協力関係」として国家の主権は保持されている<sup>(19)</sup>。

次に、EUと共に欧州統合の重要な一翼を担っている欧州審議会(Council of Europe)による、教育・文化に関する施策について検討する。

欧州審議会は、第二次大戦後の欧州統合運動が最初に結実した欧州の国際機関である(一九四九年創設)。欧州統合の政治的側面に関する役割はその後に登場し今日のEUへと直接つながるECS C(欧州石炭鉄鋼共同体、一九五二年創設)に譲り、欧州審議会は人権擁護・民主主義の普遍化・文化の発展といった、西欧の基本的価値の番人として、特に教育・文化の分野で重要な役割を果たしている。その主要目的は、人権と多元民主主義の保持、欧州文化アイデンティティの覚醒とその発展、欧州社会の直面する諸問題(マイノリティ、外国人排斥、環境保護、エイズ等)の解決策の模索、などである<sup>(20)</sup>。

欧州審議会の教育・文化政策は、こうした方針に沿いつつ、欧州としての一体性の強化を図ることを目指している。一九九三年一〇月の「ウィーン宣言」では、「文化面での協力は、教育、メディア、文化活動、文化遺産の保護と発揚、若者の参加を通じて促進されるが、そのために欧州審議会は最良の手段となる。文化協力は、凝集力と同時に多様性を有する欧州を確立するための基礎となる」と主張されている<sup>(21)</sup>。

そして具体的政策実行手段としては、勧告・規約、技

術援助事業(特に文化遺産保護)、訓練事業(教員、文化担当行政官、職人等を対象)、欧州意識の発揚キャンペーン、芸術家や教員・学校間のネットワーク拡充などが行われている。<sup>(22)</sup>

(二) 欧州重視のフランスの教育・文化政策

では次に、以上のような欧州レベルでの共通の教育・文化政策とフランスの国内政策との関連について検討する。

フランスは基本的に欧州統合推進に積極的であるが、教育における「欧州」への対応に関しては、教育政策の基盤となる一九八九年七月一〇日付け「教育基本法(ジヨスパン法) Loi no. 89-486 du 10 juillet 1989 (Loi d'orientation sur l'éducation)」の付属報告書で次のように規定している。

〈欧州及び国際社会の視野での教育〉

単一欧州議定書によって、「各国の」立法及び規制は調和を見る……。全ての個人は、教育・研究・労働の分野での交流・協力に一層参加することが求められてくる。

……欧州の次元に開かれた教育は、好奇心・創造力・適応能力を高める。この教育によって、現代外国語の習得と同様に外国文化の知識をも高めなくてはならない。そのために、

—全国で小学校から外国語の入門学習を実践する、  
—コレージュ(中学校)第三学年から全生徒に二つの現代外国語を学ばせる……。

ここに見られる、域内外国語・外国文化を学ぶという形での欧州統合への対応は、現代フランスの教育政策の重要な一つの柱となっている。<sup>(23)</sup>

欧州統合重視の教育・文化政策が強まった背景には、単一欧州議定書からマーストリヒト条約にかけての、「地方分権」と「国際統合」という国家の中央集権と相反する思潮の欧州規模での高まりがあった。フランス政府においては、ジヨスパン法の起草者たる同国民教育大臣はもとより、ロカール首相のイニシアティブも大きな役割を果たした。ロカールは自著の中で、教育の他多様な分野において、統合欧州を構築する中心的アクターとしては、旧態依然たるナシヨナリズムを支えられた国家ではなく、欧州人としての連帯感を育む市民・個人のレ

ベルを最優先しなくてはならず、そのためにはサブナシ

ヨナルな地域・地方の役割が益々重要となると主張する<sup>(24)</sup>。

井上が指摘するように、「ロカール（及びジヨスパンも

同様）においては、……「欧州統合という」「国際化」

意識が……ラディカルな『分権化』意識と結び付いてい

るところが特徴」であった。<sup>(25)</sup>この「分権化」国際化」の

二元発想によるロカール||ジヨスパンの欧州重視路線は、

EU域内外国語教育を重点的に行う「欧州科」のリセへ

の設置（一九九二年）、外国語教育を小学校第二学年か

ら行えるとする教育課程改革（九五年）など、後に受け

継がれた「分権化」については後述<sup>(26)</sup>。九六年初めから

は、ビデオカセットテープを教材とし、会話を重視する

外国語の授業の小学校への導入が始まった。<sup>(26)</sup>

### (二) フランス・ナシヨナリズムの反発

ところで、このように欧州重視のフランスの教育政策

ではあるが、以下に見るように、必ずしも欧州一辺倒で

はないことも指摘する必要がある。

フランスの教育・文化政策の要に、国民統合の核とし

てのフランス語の強調が挙げられるが、折しも一九八〇

〜九〇年代の欧州統合の進展に連れて、フランス語ナシ

ヨナリズムが高まってきた。学校では、フランスを含む

世界の「フランス語圏の理解教育」を行うことが定めら

れており、一九八九年五月二日付けの通達は、その目的

を、①フランス語圏を形成する諸国の地理的・経済的・

文化的多様性の一層の理解、②ほとんどが単一言語状況

下に生きる子供に、言語状況の多様性と、多言語主義と

いう文脈や他の主要言語との関係の中でフランス語が占

める位置を理解させる、などと規定している。<sup>(27)</sup>この通達

に引き続き、毎年のようにフランス語の使用に関する通

達は出されている。この八九年通達を検討すると、②に

おいて、フランスをほぼ単一言語国家と見なしているこ

とが分かる。しかし、フランスの社会言語的実態は、ア

ルザス語、ブルトン語など多くの少数言語地域を有する

とともに、マグレブ系移民の流入によってアラビア語話

者も数多く存在している。こうした事実上の多言語状況

に対して敢えて「単一言語」状況と記している点に注目

すべきである。このように表記することによって同通達

は、他の言語との比較においてフランス語の優位性を強

調している。<sup>(28)</sup>こうしたフランス語強調の背景を考えると、

欧州統合がもたらす多言語主義・多言語状況の普及、また学校での外国語教育の強化に対し、反作用的にフランス語教育を強化してフランスにおける非フランス語の台頭を相対的に抑制しようとする力学が見出される。

また、欧州の外の米国から英(米)語・文化の急速流入の脅威に際しては、「欧州アイデンティティ」を築きつつこの事態に立ち向かうことが時代の要請とされるが(このケースではイギリスは除外されよう)、欧州アイデンティティの確立の過程はフランス・アイデンティティの相対的希薄化という状況を生みかねない。こうしたアイデンティティの危機を乗り切るための手段として、フランス語ナシヨナリズムが高まるのである。

一九九二年の憲法改正によって「フランス共和国の言語はフランス語」という条文を第五共和憲法第二条の冒頭に追加したこと、九四年「トゥボン法 Loi no. 94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française」によって公的場面でのフランス語使用を義務付けたこと、などがフランス語ナシヨナリズム高揚の象徴的出来事である。トゥボン法は、一部の例外を除いて、公共の場における文書・口頭等を問わずあらゆる一般向

け情報において、フランス語の使用を義務付けた。教育に関しても、公私立の教育機関において、教育・試験はフランス語で行わなくてはならない(外国人教員による授業等を除く)。そして注目すべきは、世論調査によると、トゥボン法を通じたフランス語使用の強化に関して、八〇%以上のフランス人が賛成しているのである。<sup>(29)</sup>

また、ルセが指摘するように、欧州の多言語化は、英(米)語に対抗し得る唯一の欧州語としてのフランス語を軸とした二(多)言語化であるべき、という認識がフランスで強まっていることも、同様にフランス語ナシヨナリズム高揚の文脈で捉えられよう。<sup>(30)</sup>

さらにフランス語にとっての脅威には、欧州統合の東方への拡大の結果としてのドイツ語圏の拡大も挙げられる。EU内でのドイツ語人口がフランス語人口を上回ってきており、政治的・経済的な言語のプライオリティという面でも、ドイツ語がフランス語より優位に立つこと<sup>(31)</sup>もあり得るからである。

EUを利用して、特にリングアなどの政策事業を通じて、フランスはフランス語の普及を図ることが出来る。しかし、同時に、欧州統合は、フランスの教育・文化政策の

不可欠な一面を形成するフランス語ナショナリズムに対する大きな脅威を生んでもいるのである。

## 二 エスノ地域主義とフランスの教育・文化政策

本節では、エスノ地域主義との関連において、フランスの教育・文化政策を検討する。

フランスにおけるエスノ地域主義運動は、アルザス、ブルターニュ、オクシタンなどの独自の言語・文化を歴史的に持つ地域に存在する。これらエスノ地域に対する政府の教育・文化政策においては、先ず多くの場合エスノ地域主義のシンボルであり、かつ実生活に密着した「地域語」教育の問題が焦点となる。地域語教育は、第二次大戦後、各地域からの要望を受け、徐々に導入されてきた。しかし、地域語教育はエスノ地域主義を活性化させ、国民統合の基盤を損ないかねないという懸念・抵抗も根強く存在した。

また、文化に関しては、様々なエスノ地域の文化活動への支援が重要であるが、文化省の施策として具体的に進められてきたものには、ブルトン語書籍の出版援助、

民族音楽学研究奨学金、バスク語・ブルトン語・カタラン語等の辞書・文法書作成援助、コルシカを含む地中海文化祭の開催、民族博物館・図書館の運営支援などがある。<sup>(32)</sup>しかし、こうした文化政策においても、「名ばかりの文化保護・修繕に過ぎない」「エスニック・マイノリティ対策の支出は文化のゲッター化を意味する」、などの反論が存在する。<sup>(33)</sup>

こうした概況を踏まえて、特にアルザス (Alsace) を取り上げ、エスノ地域主義が掲げる要求とフランス政府の対応という形で、教育・文化政策の状況を掘り下げてみる。

学習科目としての「アルザス地域語」(一般に、話し言葉としてのアルザス語と書き言葉としてのドイツ語の双方を含めたものと認識される)の公教育への導入については、小中学校でドイツ語授業の部分的導入を図った総視学官オールドリート (Holderlin) による改革 (一九七二年)、アルザス地域語教育の回復を不完全ながらも実現したストラスブル大学区総長デイオン (Deyon) の通達 (八二年六月) という二大ステップを経て前進した。<sup>(34)</sup>この時期、大局的に、フランス政府は徐々にアル

ザス(及び他のエスノ地域)に対し、地域のイニシアテ  
イヴの尊重という形で地域言語・文化教育の容認に動い  
た。

実際、八〇年代末からマーストリヒト条約成立に至る  
時期、欧州レベルで「地域」を重視し、地域がイニシア  
ティヴを發揮して「欧州」を教育の中に取り込むべきと  
する動きが強まった。欧州審議会の教育大臣常設会議  
(一九九一年一〇月一六―一七日、ウィーン)が行った

決議「教育への欧州の視野」の導入——その教育実践  
とカリキュラム内容<sup>(35)</sup>など、各国が教育カリキュラムに  
「欧州」の視点を導入することに合意する動きが具体化  
した。しかも、九一年三月二二―二二日にストラスブル  
ルで開かれた同じ欧州審議会の欧州地域当局常設会議  
(CPJRE)のファリントン(Farrington)報告では、  
教育・文化分野の地方分権の趨勢、地域・地方当局が教  
育・文化政策において一層のイニシアティヴを發揮するこ  
との重要性、地域と地域の間での学校教育の交流等が謳  
われた。<sup>(36)</sup>そして、ロカール・ジョスパンがこれら欧州レ  
ベルでの教育の地方分権化推進の主導役を果たしたこと  
は注目すべきである。<sup>(37)</sup>こうして、社会党政権下で他の欧

州諸国と同調した地方分権化政策が進められたことや、  
欧州統合の加速によってバイリンガルやマルチリンガル  
指向が教育現場のみならず行政側でも強まったこと、欧  
州審議会においては上に見たような動きに加えて「欧州  
地域少数言語憲章」(後述)が採択されたように、人権  
保護と結び付いた言語・文化保護の気運が欧州規模で高  
まったことが、地域言語・文化教育の容認を加速させた  
背景として重要である。

特にアルザスでは、第二次大戦前のエスノ地域主義に  
見られた自治主義ないし分離主義が姿を消していること、  
また仏独の係争地であった同地域が今日では両国の友好  
の象徴とされ、緊密さを増した両国関係下においては、  
かつてのドイツ語排斥の思潮が影を潜めたなどの点が、  
地域への教育・文化政策上の分権化推進の要因として挙  
げられよう。

具体的に、一九八八年四月一五日付け省令によって、  
国民教育省はリセにおける地域語教育の指導要領を示し  
た。ここでは、地域語の学習は、外国語学習と教育上の  
目的において違いはないとした上で、その教育の指針と  
して次のような点を挙げている。<sup>(38)</sup>

① 地域の中の言語的・文化的多様性を想起し、地域語・文化の持つ豊かさを活用する。

② 地域語によるコミュニケーションにおいて、あるいは地域文化の置かれる環境において、フランス語が最優先の地位を占めることを固守する。

③ 歴史・地理、公民という既存の諸科目における地域語・文化の学習を可能にする。

ここで注目すべきは、先ず③にあるように地域語自体の教育と同時に、地域の歴史の教育が認められた点である。アルザスにおいて、アルザス史を学ぶということ、第二次大戦前の政治的自治主義の高揚という史実に目を向かせることを含意しており、これによって、エスノ地域主義運動（現在のアルザス・エスノ地域主義は政治的自治主義とは異なり、文化的要求のみの地域運動であるが）の政治的・文化的な歴史に根差した背景を教えることが可能となる。当然エスノ地域主義にとって望ましい成果であった。<sup>(39)</sup>そして、ジョスパン法第一条では、全教育段階で地域語教育を可能とすると定め、一九九四年六月一六日にバラデュール首相が発表した教育の総合的改革指針「学校改革のための新しい契約 *Nouveau con-*

*trat pour l'école*」においても、同様の規定が盛り込まれた。<sup>(40)</sup>

しかし、以上の過程は、エスノ地域主義にとって望まれるものであるが、反面、②にあるようにフランス語の優位性が指摘されていることも看過されてはならない。エスノ地域への理解を示す一方で、国民統合の核であるフランス語の優位性を強調して、エスノ地域主義にフランス・ナショナリズムを対抗させ、地域と国家の均衡が図られたのである。

さらに、エスノ地域主義に対抗するフランス・ナショナリズムのディスクリールとしては、エスノ地域を持つ言語・文化への理解を示す一方で、これらの存在をフランスの「国民 *nation* 文化の多様性」を表すものと強調し、国民の統合とその価値を高める要素と位置付けるといふ、論理の転換を図るのである。この点は例えば、「多様性の表出として、「見なされる」国民（ナシオン）の伝統的遺産の基本要素の保持への配慮……から、この「地域語・文化の」教育のための国家の介入を改めて肯定する<sup>(41)</sup>」と述べた、国民教育省の、地域語・文化の教育に関する一九九五年四月七日付け通達において指摘出来る。

しかし、大局的には、エスノ地域に望ましい方向にフランスの教育・文化政策は移行してきた。ミッテランが大統領就任間もない一九八二年に政府への報告書『文化の民主主義と相違への権利』<sup>(42)</sup>をまとめ、フランス国内のエスニックな多様性への理解を喚起したジオルダンは、九二年の論文でミッテラン時代の成果として、エスノ地域の少数言語・文化への認識が高まったこと、及びエスノ地域の少数言語・文化に有利となる文化政策が強化されたことを挙げている。そして彼は、さらに必要な課題として、言語空間の法的正統化の推進を挙げた<sup>(43)</sup>が、この点についても、確かにナシヨナリズムの反発はあるが、ここまでの検討から概ねミッテラン時代を通じて徐々に前進を見たと言える。

本節では、フランスがナシヨナリズムに固執してエスノ地域主義を全く無視することは出来なくなり、次第にエスノ地域独自の言語・文化教育の実施を認めてきたことが確認された。しかし同時に、フランス・ナシヨナリズムを顕現させて国民統合の強化を促していることも事実であり、ここにエスノ地域とフランス国家双方の利益を満たす力学が働いていることが見出せる。即ち、エス

ノ地域主義とフランス・ナシヨナリズムとが、ゼロ・サムな相互利害関係にあるのではなく、ポジティブ・サムな関係にあるということである。

### 三 欧州とエスノ地域の連携

本節では、EUを中心とした欧州とエスノ地域との関連について検討する。

EUと地域の教育・文化政策上のつながりについては、マーストリヒト条約第一二六条第四項で、「本条にふれられた「教育の欧州の広がり」を発展させるなどの」目的の達成に貢献するために、閣僚理事会は、……経済社会委員会および地域委員会と協議した後、加盟国の法律及び規則といかなる調和を図ることもなしに、奨励措置を採択する……」と規定し、EUが加盟国国家とのみならず、国家を介在せずに直接地域との間での協力を進める可能性も示されている。特に地域委員会(Committee of the Regions)の設置は、EUの政策決定に対しては諮問的役割にとどまるとはいえ、地域の利害の表明をEUの公式機関として行うことを可能にしたものであり、その意義は大きい。そしてこれら地域の中には、アルザ

スなどのエスニックな独自性を強く有するエスノ地域も含まれており、エスノ地域主義の行為主体が欧州のレベルで発言する公式な地位を得たものと言えよう。

欧州委員会では、EU域内の地域少数言語の擁護のための活動が進められており、すでに単一欧州議定書において地域の問題への取り組み姿勢の転換が行われ、低開発・産業衰退に苦しむ地域への援助強化といった、主として経済の領域での支援を高めている。<sup>(45)</sup> 同委員会は、一九九二年からユーロモザイク (EUROMOSAIC) という政策事業において調査を行い、バスク語、ブルトン語、ゲリリック語など四〇の域内地域少数言語の存在を確認した。<sup>(46)</sup> 九四年七月二七日には、『文化に資するEUの活動』と題する報告書で、「共通の文化遺産という点を強調し、国民的・地域的多様性を尊重して加盟国の文化の開花に貢献すること」をEUの活動目的として評価すると指摘した。<sup>(47)</sup> さらに数度の欧州議会による地域少数言語の擁護を求める決議を受け、地域少数言語擁護のための予算を計上し、九六年には四〇〇万エキュが充てられた。<sup>(48)</sup> このように、EUにおけるエスノ地域への理解・支援は次第に強まっている。

また、欧州審議会においては、欧州と地域との連携を強める、あるいは地域独自の活動を欧州として強化する枠組みとして、一九八五年に採択された「欧州地方自治体憲章 European Charter of Local Self-government」<sup>(49)</sup> 九二年六月採択の「欧州地域少数言語憲章 [Charte européenne des langues régionales ou minoritaires]」などが挙げられる。欧州地域少数言語憲章は、全教育段階において地域少数言語の導入を各国が促進することを掲げており(第八条第一項)、これが完全に実現すれば、<sup>(50)</sup> 独自言語の擁護・地位向上に要求の基礎を置く(こと多い)エスノ地域主義にとっては、大きな利益がもたらされる。

しかし、こうしたエスノ地域主義の要求に大きな満足を与えることは、逆に、国家としては国民統合の基盤を損ないかねないとして、ナショナリズムの抵抗が強まる。実際、同憲章に署名している国は少なく、一九九六年五月時点で一五ヶ国、この内批准が済んでいるのはフィンランド、ハンガリー、ノルウェー、オランダの四ヶ国に過ぎない。<sup>(50)</sup> フランスも署名への反発が強く、未署名である。九二年一月に欧州審議会は「民主主義と文化的多

様性に基づく欧州」の名の下、加盟国に地域少数言語を擁護し発展させるよう提案した。この際、フランスは文化大臣ラングが「欧州地域少数言語憲章」に署名の意向を表明したが、外務省や法務大臣トゥポンの反対によって実現を見なかった。特に、公的な場におけるフランス語の使用を義務付けた前述のトゥポソ法は、その後、同憲章の署名の大きな障害となった。<sup>(51)</sup>

同憲章の作成・採択・署名の過程で、こうした構成国のナシヨナリズムの反発は予想し得た。それ故、欧州審議会の人権委員会事務局のアルティグが、「憲章の主たる目的は、欧州の文化遺産の最重要な要素としての地域少数言語を保護・維持するという文化的要請に基づく<sup>(52)</sup>」と述べるように、同憲章は、守るべきものとして言語そのものを掲げて、その言語使用者の政治的権利(自治、独立等)には触れていない。つまり、同憲章は、文化的アイデンティティの充足感を与えてエスノ地域主義への利益をもたらすと同時に、その反作用として高揚するナシヨナリズムを緩和するという、エスノ地域と帰属国家の利益のバランスを追求したものと見えるのである。

以上から分かるように、エスノ地域と欧州とは、人権

や民主主義という西欧的普遍的価値観を背景に、旧来的な国民国家のナシヨナリズムを排して、各々の存在を強固なものとするという点で共通の目的を有している。歴史が示すように国民国家の壁を超えることは非常に困難であると言わざるを得ないが、ナシヨナリズムの強烈な反抗を考慮すれば、欧州として共通の、そしてエスノ地域にとって望ましい教育・文化政策が、徐々にではあれ前進してきていることは評価されよう。

## 結 び

「三空間並存」(梶田)や「複合統治」(ヒューズ)というモデルは、現代欧州の社会・統治構造の説明にかなり有効であると考えられる。しかし本論は、三つ(ないしそれ以上)のレベルのアクターの重要性を前提としつつ、これらのモデルから一步踏み出し、各アクターが存在を主張する力が相互の存在理由を高め合うという点を強調したい。三層は単に並存するのではなく、またゼロ・サムな相互関係にあるのではなく、三層全てが利益を得る(あるいはその可能性を有する)ポジティブ・サムな関係である。教育・文化の分野におけるフランス語

擁護を軸としたナシヨナリズムの高まりは、欧州統合の推進とエスノ地域主義の高揚の双方に対する反作用として、トゥボン法の制定などを促した。反対に、ナシヨナリズムの高まりに対する危惧から、欧州の人々が欧州統合の必要認識を強め、その結果、相互の言語習得と相互理解の促進を求める欧州としての共通教育政策を促進する動きが活発化した。そして、エスノ地域では、ナシヨナリズムに直面して、独自の言語・文化を擁護・発展させることを目指すエスノ地域主義が掻き立てられる。また、国家を「敵手」として、欧州とエスノ地域の間には共通の利益の方向性が見出され、互いの存在性を高め合うのである。

古典的な国際関係論の立場であるリアリズムでは、取り上げられるアクターは主権国家(国民国家)のみであった。しかし、次第に国家以外のアクターの重要性が特に経済の分野で高まり、国際関係論における理論的潮流も、経済を中心とした国際交流の増大が複数の国家間に相互依存関係を生み出している点を重視するようになった。<sup>(53)</sup>そしてEU統合の進展によって、欧州では、経済のみならず社会・文化から政治・外交に至るまで広い領

域で相互依存が深まっている。本論で特に教育・文化政策に関して検討してきた一九九〇年代の欧州においても、その「三層構造」に相互依存関係が見て取れる。しかもここでは、リアリズム的な主権国家間のみの言わば「横」のつながりにおける相互依存だけでなく、相違なるレベルのアクター間の「縦」の相互依存関係もが成り立っている。欧州、国家、エスノ地域は、それぞれの利益に従った行動をとり、これらの行動は相互に協調も衝突も生み出す。そしてこの相互行為の中で、三つのアクターは、各々の存在理由に一層の正統性と存続のエネルギーの獲得を可能としている。実際、ロカールIIジョスピンの理念と八九年のジョスパン法は、こうした点を具現していたと言えよう。

今後は、教育・文化のみならず様々な分野での追究を通して、こうした構造を裏付けていくことが課題とされる。しかし、いずれの分野での実証を進めるに当たっても、重層構造の欧州の理解のためには、各層の相互作用を前提とした動的な視座が不可欠であろう。

(1) フランスが欧州統合を重視してきた歴史的背景について

- つは、差したる' Duchene, Francois, "French Motives for European Integration," in Bideleux, Robert, and Richard Taylor, eds, *European Integration and Disintegration: East and West*, Routledge, 1996, pp. 22-35.
- (2) エスノ地域主義については、ラフマンのように「エスニシティ・ethnicity」には必ずしも立脚しないが「地域性」に重点が置かれるものとする論点と、原のように「地域性」に拘束されず、エスニシティを形作る言語のみによって展開するの論点があるが、本論では「エスニシティ」と地域性の両方の性格を有する運動と捉える。この観点から、ナルザスやブルターニュなどを「エスノ地域」として扱う。 Lafont, Robert, *La nation, l'Etat, les régions*, Paris: Berg International, 1993; 原聖「民族を超える言語運動」『現代思想』一九九六年八月号。また、坂井一成「アルザス・エスノ地域主義とヨーロッパ統合——フランス・ナショナルリズムとの相互作用——」『国際政治』第一一〇号、一九九五年一〇月、も併せて参照されたい。
- (3) Carr, E. H., *Nationalism and After*, London: Macmillan, 1945, 邦訳、E・H・カー(大窪原二訳)『ナショナルリズムの発展』みすず書房、一九五二年。
- (4) Milward, Alan S., *The European Rescue of the Nation-State*, London: Routledge, 1992, p. 4.
- (5) Saint-Ouen, Francois, "De l'Europe des Etats à l'Europe des Régions," *Relations Internationales*, no. 73, printemps 1993, pp. 83-86.
- (6) 連邦主義に始まる地域統合論には、第二次大戦後、機能主義、新機能主義などの諸理論が出てきたが、本論は差したる連邦主義としての大きな潮流のみを考える。
- (7) Pinder, John, *European Community*, 2nd edition, Oxford University Press, 1995, p. 13.
- (8) 梶田孝道「統合と分裂のヨーロッパ——E・C・国家・民族」岩波書店、一九九三年。
- (9) Hughes, Barry B., *Continuity and Change in World Politics: The Clash of Perspectives*, 2nd edition, Englewood Cliffs: Prentice Hall, 1994. また、森井裕一「欧州共同体と国民国家体系——マーストリヒト条約と複合統治モデル——」『国際政治』第一〇二号、一九九二年一〇月、も参照。
- (10) 池田佳隆「グローバル・システムの三層構造論の批判的検討」『国際政治』第一一二号、一九九六年二月。
- (11) 坂井一成「戦後アルザス地域主義の展開と特質」『一橋論叢』第一一四巻第二号、一九九五年八月。
- (12) 二宮宏之「国家・民族・社会」歴史学研究会(編)『講座世界史12 わたくし達の時代』東京大学出版会、一九九六年、四四八ページ。
- (13) 荒岡興太郎「教育、職業訓練および青年政策」金丸輝男(編)『EUとは何か』JETRO、一九九四年、五二一―六一ページ。
- (14) "EC Education & Training Programmes 1986-1992," Report from the Commission to the Council, the

- European Parliament and the Economic and Social Committee, *COM (93) 151 final*, 5 May 1993, p. 2.
- (15) European Commission, *Le Magazine*, Spring 1994, pp. 4-7 & Winter 1994, p. 13. 駐日欧州委員会代表部広報部『eurodop』一九九六年九・一〇月、二二〜二四ページ、European Commission, *Directorate-General XXII Education, Training and Youth*, Internet (<http://europa.eu.int>), 1996.
- (16) European Commission, *Cooperation in Education in the European Union: 1974-1994*, 1994, pp. 18-22.
- (17) Ministère de l'Éducation Nationale, *La rentrée scolaire 1996*, Internet (<http://www.education.gouv.fr>), 1996.
- (18) 梶田孝道『国際社会学のハースクタイプ——越境する文化・回帰する文化』東京大学出版会、一九九六年、六七〜七五ページ；Anderson, Benedict, *Imagined Community: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London: Verso, 1983, 邦訳「B・マンダーソン（白石隆・白石あや訳）『想像の共同体——ナショナルリズムの起源と流行』リポロポート、一九八七年。
- (19) 参照、澤野由紀子「マーストリヒト条約とE.C.の教育事業」『内外教育』一九九三年八月二〇日、七〜八ページ。
- (20) Council of Europe, *The Council of Europe: Achievements and Activities*, 1995, p. 3.
- (21) Council of Europe, *Newsletter/Faits nouveaux*, no. 5, 1993, pp. 3-4.
- (22) Council of Europe, *Objective 1996: The inter-governmental programme of activities of the Council of Europe*, 1996, p. 38.
- (23) 参照、井上星児「フランスにおける国際理解教育の政策と課題」樋口信也（研究代表者）『国際理解教育の理論的枠組と学習内容に関する国際的比較研究』（文部省科学研究費報告書）一九九四年三月、八七〜九四ページ。
- (24) Rocard, Michel, *Le cœur à l'ouvrage*, Paris: Seuil, 1987. 井上星児「生徒起点的発想とヨーロッパ的視野——ロカール・ロシヨンスンの『ヴォロンタリスム教育改革』の二極論理——」桑原敏明（編）『フランスにおける「新教育基本法」下教育改革に関する総合的研究』（文部省科学研究費報告書）一九九三年三月、二二〜三三ページ参照。
- (25) 同上、一三三〜一三三ページ。
- (26) *Le Monde*, 17 février 1996.
- (27) Circulaire no. 89-105, 2 mai 1989, *Bulletin officiel de l'Éducation nationale* (以下、B.O.), no. 19, 11 mai 1989. 池田賢一「E.C.統合下における異文化理解教育の特徴」桑原（編）『前掲書』一六三〜一六四ページ参照。
- (28) 同上、一六四〜一六四ページ。
- (29) Ministère de la Culture et de la Francophonie, *Le 8 mars 1994. Communiqué. Résultats du sondage réalisé par la SOFRES sur l'attitude des Français à l'égard de la politique de la langue française*, Internet (<http://>

- /www.culture.fr), 1996. 本邦「マセキ」法をめぐる政治社会状況について、安江則子「EUにせける多言語主義の多角的検討」『日本EU学会年報』第十六号、一九九六年、一二一〜一三三頁を参照。
- (32) Rousset, Marc. *La nouvelle Europe de Charlemagne: le parti du XXIe siècle*. Paris: Economica, 1995. ch. VI.
- (33) McCormick, John. *The European Union*. Boulder: Westview Press, 1996. pp. 273-274. 統計面から確認すると一九九五年一月の調査で、EU市民の使用言語(母語+習得言語)の比率は、英語四九%、ドイツ語三四%、フランス語三二% (数値は複数回答)、スペイン語一、後述のスペイン語人口をフランス語人口を上回っている。 *Eurobarometer*. No. 44, Spring 1996. p. 94.
- (34) Salran, William. "The French State & Ethnic Minorities Cultures," in Rudolph, J. R., Jr. and R. J. Thompson, eds. *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*. Boulder and London: Lynne Rienner, 1989. pp. 136-137.
- (35) *Ibid.*, p. 137.
- (36) 詳しくは、坂井「戦後マルサス地域主義の展開と特質」前掲論文、参照。
- (37) Council of Europe. *Newsletter/Faits nouveaux*, No. 5, 1991. pp. 5-8.
- (38) *Ibid.*, pp. 11-15.
- (39) 井上「生徒起点の発想とヨーロッパ的視野」前掲論
- 文「三三三」四頁。
- (40) Arrêté du 15 avril 1988, Annexe I, B. O., no. 17, 5 mai 1988.
- (41) マルサス地域主義者によるマルサス史教育導入の主張について、Klein, Pierre, "Contribution alsacienne," *Land un Sproch*, no. 112, 1994. pp. 16-17.
- (42) B. O., no. 25, 23 juin 1994.
- (43) Circulaire no. 95-086 du 7 avril 1995, B. O., no. 16, 20 avril 1995. 漢語法を田解。
- (44) Giordan, Henri, *Démocratie culturelle et droit à la différence*, Paris: La documentation française, 1982.
- (45) Giordan, Henri, "Politique et réalités des langues en France," in Giordan, sous la direction de, *Les minorités en Europe*, Paris: Editions Kimé 1992. pp. 138-139.
- (46) *Ibid.*, p. 140.
- (47) Du Granrut, Claude, *Europe, le temps des Régions*, Paris: LGDJ, 1994. p. 78.
- (48) DG XXII, European Commission, *Regional or Minority Languages of the European Union*, Internet (<http://europa.eu.int>), 1996.
- (49) "L'action de l'Union européenne en faveur de la culture," Communication de la Commission au Parlement européen et au Conseil de l'Union européenne, COM (94) 356 final, 27 July 1994.
- (50) 「少数言語・文化支援のための措置に関する決議」(1

- 九八三年二月(一日)、「欧州共同体における地域的および  
エスニック・マイノリティの言語・文化に関する決議」  
(一九八七年一〇月三〇日)、「欧州共同体における言語  
的・文化的マイノリティに関する決議」(一九九四年二月  
九日)° *Official Journal of the European Communities*, C  
61, 28 February 1994, p. 110.
- (49) DG XXII, European Commission, *Community  
Action in Favour of Regional or Minority Languages  
and Cultures*, Internet (<http://europa.eu.int>), 1996.
- (50) *Le monde*, 21 mai 1996.
- (51) *Ibid.*
- (52) Hartig, Hanno, "Les travaux du Conseil de

l'Europe dans le domaine des minorités," in Grigoriou,  
Panayotis, ed., *Questions de minorités en Europe*, Bruxe-  
lles: Presses Interuniversitaires Européennes, 1994, p.  
289.

(53) 「相互依存」という用語については、多様な定義が研  
究者ごとに用いられており、ここでは広く「主権国家に限  
らない複数のアクターが相互に影響を受け合い、交流を通  
じて相互に利益を生み出す(あるいはその可能性を有す  
る)状況」と捉える。「相互依存」の定義の多様さについ  
ては、山影進『対立と共存の国際理論——国民国家体系の  
ゆくえ』東京大学出版会、一九九四年、第二章参照。

(文部省大臣官房調査統計企画課)